

各位

学生センター長

## 大阪府立大学独自減免制度の申出について

2020年度後期分について、下記のとおり実施しますので希望者は、申出手続きを行って下さい。(私費外国人留学生については、別途案内いたします。)

### 記

#### ○対象者

学業優秀と認められた者で、学資の支払が困難な者。(生活保護法による要保護者及び、要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認められる者の子弟)。

(注意) :

- ※ 成績審査及び所得審査を行います。また、受講申請をしていない者及び研究生・科目等履修生は申請できません。
- ※ 「国の修学支援新制度」、「大阪府による授業料等支援制度」の申請要件を満たしている者は申請できません。

#### ○減免申出受付、成績審査結果掲示及び申請書の配布について

区 分	期 間 等	申出手続きについて
申出受付 (成績審査について申込受付)	<u>2020年9月14日(月)～9月30日(水)</u>	申請はメールでの受付となります。  詳しくは学生ポータル <small>の</small> 9月14日付けお知らせ「大阪府立大学独自減免制度の申出について」に添付しています。
成績審査結果の掲示	<b>【判定結果の掲示】</b> <u>2020年10月30日(金)</u> ・中百舌鳥キャンパス学生課掲示板 ・羽曳野キャンパス共通掲示板 ・りんくう事務室掲示板 ・I-site なんば事務室掲示板 ・学生ポータルのお知らせ	

申出者の内、成績基準を満たし受付番号を掲示された者のみ減免申請(所得審査)ができます。  
 なお、授業料減免についての詳細は、大学ホームページ(リンク先:「教育・学生生活・就職支援」の「経済支援」の「授業料の減額または免除」)を参照してください。

#### ■新型コロナウイルス感染症拡大による家計急変世帯の学生に対する特別授業料減免制度

通常の減免制度とは別で新型コロナウイルス感染症拡大の影響により家計が急変し、授業料の納付が困難となった世帯の学生に対し、2020年度の授業料の全額もしくは半額を免除する制度を設けております。

詳細は、大学WEBページのニュース「新型コロナウイルス感染症拡大による家計急変世帯の学生に対する特別授業料減免制度について」をご確認ください。

【問い合わせ先】 中百舌鳥キャンパス学生課 072-254-8415 (内線:2165)  
 羽曳野キャンパス学生グループ 072-950-2940 (内線:1532)  
 りんくうキャンパス学生・教務担当 072-463-5763 (内線:2107)  
 (I-site なんばの学生は、中百舌鳥キャンパス学生課へお問い合わせください。)